

建設業許可の手引 別冊

承継の認可の手引

令和7年1月 改訂



秋田県建設部建設政策課

はじめに

この手引は、建設業許可の承継の認可を受けようとする方のために、建設業法に基づく認可申請の手続について簡明にまとめたものです。法の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。内容を簡明にまとめるために、詳細な説明を省略している部分がありますので、詳しい点については各自で法令等を参照してください。

この手引の内容は、主に秋田県知事の認可を受けようとする方のためのものとなっています。書類の記入方法や添付書類など、取扱いの詳細が国土交通大臣及び他の都道府県知事のものとは異なる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

法令改正等により、内容を随時に更新（変更）する場合がありますので、利用の際は最新のものであることを確認してください。

なお、申請書類の記入漏れや記入誤り、添付書類の不備などがあった場合、書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなければならないことがあります。書類に虚偽や不正があった場合は、行政処分や刑事罰の対象となりますので注意してください。

— 秋田県における建設業許可の問い合わせ先 —

《秋田県知事許可の窓口》

鹿角地域振興局総務企画部	TEL 0186-22-0456
北秋田地域振興局総務企画部	TEL 0186-62-1252
山本地域振興局総務企画部	TEL 0185-52-6830
秋田地域振興局総務企画部	TEL 018-860-3444
由利地域振興局総務企画部	TEL 0184-23-4153
仙北地域振興局総務企画部	TEL 0187-63-3204
平鹿地域振興局総務企画部	TEL 0182-32-1164
雄勝地域振興局総務企画部	TEL 0183-73-8194

《全般的な問い合わせ》

建設部建設政策課	TEL 018-860-2425
----------	------------------

目 次

《第1部 承継の認可の制度》

1 承継の認可制度の概要

- (1) 建設業の許可の承継とは…………… 1
 「建設業者としての地位の承継」とは…………… 1
- (2) 承継の認可によらない事業承継・相続（従来の手続との関係）…………… 1

2 承継の認可制度の対象

- (1) 事業承継・相続の範囲…………… 2
- (2) 承継人・相続人の受けている許可…………… 2
- (3) 許可基準への適合…………… 2

《第2部 認可申請の手続》

1 総則

- (1) 秋田県知事が行う認可の手続の流れ…………… 3
- (2) 申請書の入手及び作成…………… 3
- (3) 申請の区分…………… 3
- (4) 申請書の提出窓口…………… 4
- (5) 事前相談…………… 5
- (6) 申請期限…………… 5
- (7) 提出方法・提出部数・申請手数料…………… 5
- (8) 標準処理期間…………… 6
- (9) 事業承継・相続後の許可番号…………… 6
- (10) 事業承継・相続後の許可の有効期間…………… 6
- (11) 国土交通大臣に認可申請をしたときの届出…………… 6
- (12) 認可申請等の取下げ…………… 6
- (13) その他…………… 7

2 譲渡及び譲受けの認可

- (1) 概説…………… 8
- (2) 譲渡及び譲受けの認可の流れ…………… 8
 法人成り…………… 8
- (3) 譲渡契約書…………… 9
- (4) 提出書類…………… 10
- (5) 審査の特例…………… 11
- (6) 譲渡及び譲受け後の手続…………… 11

3 合併・分割の認可

- (1) 概説…………… 12
- (2) 合併・分割の認可の流れ…………… 12

(3) 提出書類	13
(4) 審査の特例	15
(5) 合併・分割後の手続	15

4 相続の認可

(1) 概説	16
(2) 相続の認可の流れ	16
(3) 申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書	16
(4) 提出書類	17
(5) 審査の特例	18
(6) 相続の認可後の手続	18

— 関係法令の略語 —

次の法令等の条文を参照する場合は、略語を用います。

- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号） …………… 法
- ・ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号） …………… 令
- ・ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号） …………… 省令
- ・ 建設業法施行細則（昭和47年秋田県規則第20号） …………… 細則

— 用語の解説 —

この手引における各用語の定義は次のとおりです。

各用語の意義には、一般的な意義と異なる部分があります。また、原則として法又は省令における定義に従っていますが、簡明な説明のため、法又は省令と異なる用語を用いているものがあります（その場合は、説明の末尾にその旨を記載しています。）。

- ・ 建設業者 …………… 法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者
- ・ 建設業の全部 …………… 許可に係る建設業の全部
- ・ 譲渡人 …………… 建設業の全部の譲渡を行う建設業者
- ・ 譲受人 …………… 建設業の全部を譲り受ける者
- ・ 合併消滅法人 …………… 合併により消滅する建設業者
- ・ 合併存続法人 …………… 合併後存続する法人
- ・ 新設合併設立法人 …………… 合併により設立される法人（法では単に「合併により設立される法人」）
- ・ 合併当事者 …………… 合併消滅法人、合併により消滅する法人で合併消滅法人以外のもの及び合併存続法人（法では「合併消滅法人等」）
- ・ 合併存続法人等 …………… 合併存続法人又は新設合併設立法人
- ・ 分割被承継法人 …………… 分割により建設業の全部を承継させる建設業者
- ・ 分割承継法人 …………… 分割により建設業の全部を承継する法人
- ・ 分割当事者 …………… 分割被承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であって分割被承継人でないもの及び分割承継法人（法では「分割被承継法人等」）
- ・ 事業承継 …………… 譲渡及び譲受け、合併又は分割（法には定義がありません。）
- ・ 被承継人 …………… 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人（法では「譲渡人等」）
- ・ 承継人 …………… 譲受人、合併存続法人若しくは新設合併設立法人又は分割承継法人（法では事業承継後の承継人を「譲受人等」という。）
- ・ 事業承継日 …………… 譲渡及び譲受けの日、合併の日又は分割の日（法には定義がありません。）

第1部 承継の認可の制度

1 承継の認可制度の概要

(1) 建設業の許可の承継とは〔法第17条の2・第17条の3〕

建設業者の営む**建設業の全部**を、事業承継により承継しようとする場合において、事業承継の前にあらかじめ許可行政庁の認可を受けることにより、承継人は当該建設業者の地位を承継することができます。

また、建設業者が死亡した場合において、建設業者である被相続人の営んでいた建設業の全部を相続人が引き続き営もうとするときは、当該被相続人の死亡後30日以内に許可行政庁に申請し、その認可を受けることにより、相続人は被相続人の建設業者としての地位を承継することができます。

このように、事業承継・相続に当たり、承継の認可を受けることにより、許可の有効期間に切れ目を生じさせることなく、被承継人・被相続人の建設業の許可を承継することができます。

■ 「建設業者としての地位の承継」とは

法第3条の規定による建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人又は相続人は被承継人又は被相続人と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継人又は相続人は、被承継人又は被相続人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても当然に承継することとなります。

一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については承継人又は相続人に承継されません。

(2) 承継の認可によらない事業承継・相続（従来の手続との関係）

令和2年10月の承継の認可制度導入以降も、従前と同様、承継人が新規に許可を受けることで引き続き許可を受けて建設業を営むことも可能です。

この場合、承継人・相続人は、新規に許可を受けるまでは、軽微な建設工事（請負代金の額が500万円未満（建築一式工事にあつては1,500万円未満）の建設工事又は建築一式工事のうち延べ床面積が150㎡未満の木造住宅を建設する工事）に該当しない建設工事の請負契約を締結することはできません。また、経営事項審査についても、許可を受けた後に改めて受審する必要があります。

一方で、新規に許可を申請する場合は、事業承継に係る契約書等の提出は不要であり、また、事業承継のスケジュールに関して認可申請手続の制約を受けることはありません。

そのため、個人事業主の法人成りや親から子への代替わりにおいて譲渡契約書を作成しない場合若しくは事業承継のスケジュールを認可申請手続に合わせて調整することができない場合又は被相続人の死亡後30日以内に認可申請ができない場合などには、承継の認可申請によらず、新規に許可申請を行うこととなります。

2 承継の認可制度の対象

(1) 事業承継・相続の範囲〔法第17条の2第1項～第3項・第17条の3第1項〕

承継の認可制度の対象となるのは、被承継人・被相続人の**建設業の全部**を事業承継・相続する場合です。

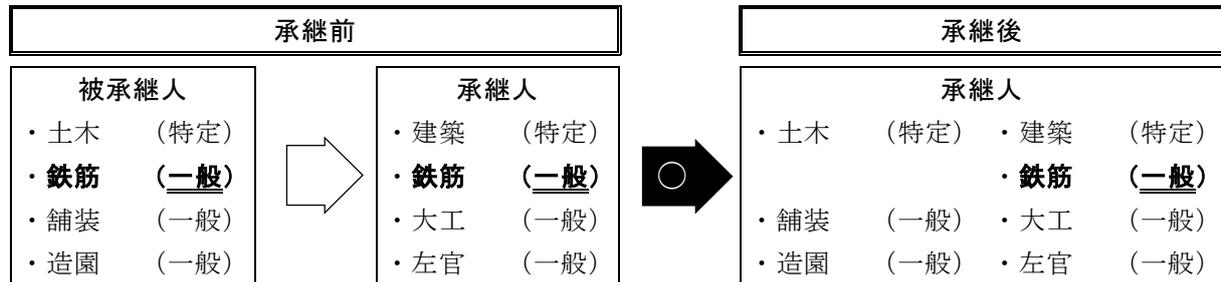
そのため、被承継人・被相続人の受けている許可のうち一部の業種に係る建設業のみを承継することはできません。事業承継の場合で、一部の業種についてのみ許可の承継をしようとするときは、認可申請の前に承継しない建設業に係る許可の廃業届を提出してください（相続の場合は、一部の業種のみ承継はできません）。

また、建設業の全部を承継することとなるため、事業承継の前後で営業所技術者等を変更することはできません（相続の場合は、被相続人が営業所技術者等であった場合に限り、営業所技術者等を変更することができます）。

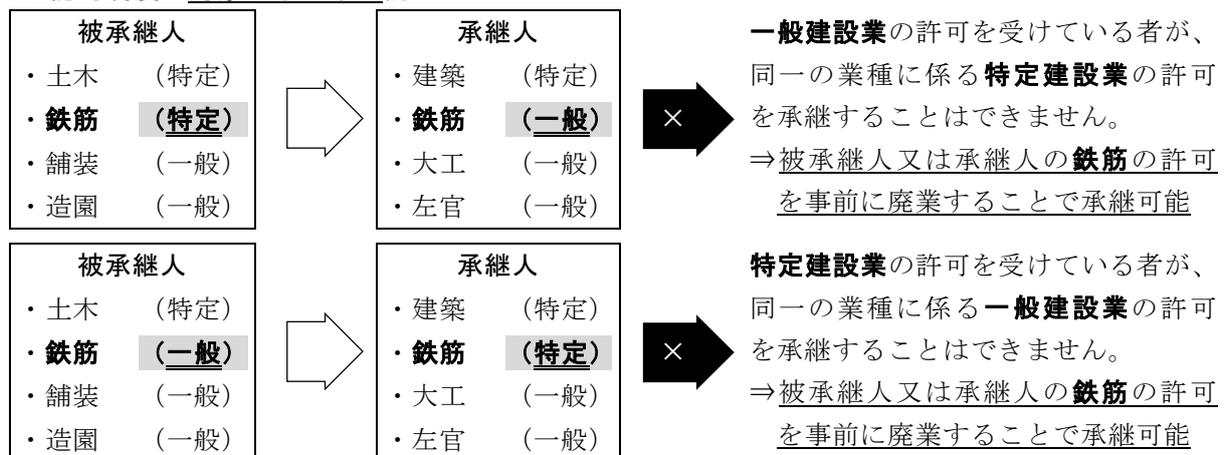
(2) 承継人・相続人の受けている許可〔法第17条の2第1項～第3項・第17条の3第1項〕

承継人又は相続人が、被承継人又は被相続人の受けている許可と同一の種類の建設業について一般建設業・特定建設業の区分が異なる許可を受けている場合には、承継の認可制度の対象となりません（承継の認可制度の対象となるためには、あらかじめ一方の許可を廃業する必要があります）。

■ 認可制度の対象となる例



■ 認可制度の対象とならない例



(3) 認可の基準〔法第17条の2第4項・第17条の3第3項・省令第13条の2第8項・第13条の3第6項〕

承継の認可を受けるには、承継人・相続人が承継しようとする建設業に係る許可の基準を満たしている必要があります。許可の基準については『**建設業許可の手引**』を御参照ください。

第2部 認可申請の手続

1 総則

(1) 秋田県知事が行う認可の手続の流れ



(2) 申請書の入手及び作成

申請に必要な様式は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内の申請書ダウンロードページからダウンロードできます。

◎ 申請書ダウンロードページURL

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2865>

(3) 申請の区分〔法第17条の2第1項～第3項・第17条の3第1項〕

申請種別	区分	申請先
譲渡及び譲受け	① 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき	国土交通大臣
	② 譲渡人が秋田県知事の許可を受けているとき ア 譲受人が秋田県知事の許可を受けているとき、又は建設業の許可を受けていないとき	秋田県知事
	イ 譲受人が国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けているとき	国土交通大臣
合併	① 合併消滅法人（合併消滅法人が2以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき	国土交通大臣
	② 合併消滅法人が2以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき	国土交通大臣
	③ 合併消滅法人が2以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが秋田県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が1である場合において当該合併消滅法人が秋田県知事の許可を受けているとき ア 合併存続法人が秋田県知事の許可を受けているとき若しくは建設業の許可を受けていないとき、又は新設合併のとき イ 合併存続法人が国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けているとき	秋田県知事 国土交通大臣

分割	① 分割被承継法人（分割被承継法人が2以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき	国土交通大臣
	② 分割被承継法人が2以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき	国土交通大臣
相続	③ 分割被承継法人が2以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが秋田県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が1である場合において当該分割被承継法人が秋田県知事の許可を受けているとき	秋田県知事
	ア 分割承継法人が秋田県知事の許可を受けているとき、又は建設業の許可を受けていないとき	国土交通大臣
	イ 分割承継法人が国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けているとき	国土交通大臣
相続	① 被相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき	国土交通大臣
	② 被相続人が秋田県知事の許可を受けているとき	秋田県知事
	ア 相続人が秋田県知事の許可を受けているとき、又は建設業の許可を受けていないとき	国土交通大臣
	イ 相続人が国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けているとき	国土交通大臣

(4) 申請書の提出窓口〔細則第2条〕

秋田県知事に対する認可申請の提出窓口は、承継人・相続人が許可を承継した場合に主たる営業所を置くこととなる区域を管轄する秋田県各地域振興局となります（被承継人・被相続人の主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局ではありません。）。

管轄区域	管轄地域振興局及び認可担当部署	所在地	電話番号
鹿角市 鹿角郡	鹿角地域振興局 総務企画部 総務経理課総務経理チーム	鹿角市花輪字六月田1 (鹿角地方総合庁舎1階)	0186-22-0456
大館市 北秋田市 北秋田郡	北秋田地域振興局 総務企画部 総務経理課工事契約チーム	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 (北秋田地方総合庁舎1階)	0186-62-1252
能代市 山本郡	山本地域振興局 総務企画部 総務経理課総務経理チーム	能代市御指南町1-10 (山本地方総合庁舎1階)	0185-52-6830
秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡	秋田地域振興局 総務企画部 総務経理課工事契約チーム	秋田市山王4-1-2 (秋田地方総合庁舎2階)	018-860-3444
由利本荘市 にかほ市	由利地域振興局 総務企画部 総務経理課総務経理チーム	由利本荘市水林366 (由利地方総合庁舎1階)	0184-23-4153
大仙市 仙北市 仙北郡	仙北地域振興局 総務企画部 総務経理課工事契約チーム	大仙市大曲上栄町13-62 (仙北地方総合庁舎1階)	0187-63-3204
横手市	平鹿地域振興局 総務企画部 総務経理課総務経理チーム	横手市旭川1-3-41 (平鹿地方総合庁舎1階)	0182-32-1164
湯沢市 雄勝郡	雄勝地域振興局 総務企画部 総務経理課総務経理チーム	湯沢市千石町2-1-10 (雄勝地方総合庁舎1階)	0183-73-8194

(5) 事前相談

◎ 事業承継の認可の事前相談

事業承継の認可については、審査を円滑に実施するため、事業承継の認可申請が必要になると見込まれる場合は、なるべく早く(4)に掲げる申請窓口に申し出て**事前相談**を実施してください。

事前相談なく認可申請をすると、認可申請日から事業承継日までの期間が審査に必要な期間（標準処理期間＋申請の補正や他の機関への照会に要する期間）に満たないために、認可をすることができないことがあります（認可日が事業承継日以降となる認可をすることはできません。）。

事前相談の期限 事業承継日の**60日前**

※ 事業承継の契約締結等から認可手続までを円滑に行うため、事業承継の検討初期（**3か月～半年前頃**）から事前相談を実施していただくことをお勧めします。また、事業承継日の設定についても、事前相談において申請窓口で協議していただくことをお勧めします。

※ 事前相談を実施した場合でも、(6)の申請期限までに認可申請書を提出できないときは、認可をすることができないことがあります。

◎ 相続の認可の事前相談

相続の認可については、被相続人の死亡後直ちに(4)に掲げる申請窓口に申し出て**事前相談**を実施してください。

事前相談なく認可申請をすると、申請書類に不備があった場合に申請の受付をすることができず、申請期限（被相続人の死亡後30日以内）を徒過してしまうおそれがあります。

※ 事前相談を実施した場合でも、(6)の申請期限までに提出書類をそろえることができないときは、申請の受付をすることができません。

(6) 申請期限

◎ 事業承継の認可 事業承継日の**45日前**

※ 申請期限後に認可申請を行った場合は、審査期間が足りず、認可をすることができないことがあります。また、申請期限までに申請をした場合でも、申請の不備等により事業承継日までに審査を完了することができないことが明らかなときは、認可をすることができません。

※ 被承継人又は承継人の受けている建設業の許可が事業承継日前に有効期間の満了により失効する場合は、許可を承継することができません。

◎ 相続の認可 被相続人の**死亡後30日以内**

※ 相続人が認可申請をしたときは、被相続人の死亡日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなされます（認可を受けるまでの間も相続人は建設業者として引き続き営業することができます。）。

(7) 提出方法・提出部数・申請手数料〔細則第1条〕

◎ 提出方法 (4)に掲げる申請窓口

に持参して提出してください（郵送不可）。

◎ 提出部数 正本・副本各1部 + 申請者の控えが必要な場合は、必要部数の控え

◎ 申請手数料 事業承継の認可・相続の認可には、手数料はかかりません。

(8) 標準処理期間

事業承継の認可・相続の認可の審査にかかる標準処理期間（審査の処理期間）は、**21日**（申請の補正を求める期間及び県の閉庁日を除く。）です。

(9) 事業承継・相続後の許可番号

承継人・相続人が事業承継・相続後に使用する許可番号については、被承継人・被相続人のものを引き続き使用することとなりますが、承継人・相続人が建設業者である場合は、承継人・相続人が使用する許可番号を選択することができます（許可行政庁が秋田県知事から国土交通大臣に変更となる場合は、国土交通大臣許可番号が新たに付与されます。）。

(10) 事業承継・相続後の許可の有効期間〔法第17条の2第7項・第17条の3第5項〕

◎ 事業承継後の許可の有効期間

事業承継後の許可の有効期間は、当該事業承継に係る建設業の許可及び承継人が受けている建設業の許可に係る有効期間の残存期間にかかわらず、当該事業承継日の翌日から起算して5年となります。

〔例〕事業承継日が令和4年4月1日の場合

許可の有効期間 令和4年4月1日 から 令和9年4月1日 まで

※ 上記の許可を更新した場合の有効期間は、令和9年4月2日から令和14年4月1日までとなります。

◎ 相続後の許可の有効期間

相続後の許可の有効期間は、当該相続に係る建設業の許可及び相続人が受けている建設業の許可に係る有効期間の残存期間にかかわらず、被相続人の死亡日の翌日から起算して5年となります。

〔例〕被相続人の死亡日が令和4年4月1日の場合

許可の有効期間 令和4年4月1日 から 令和9年4月1日 まで

※ 上記の許可を更新した場合の有効期間は、令和9年4月2日から令和14年4月1日までとなります。

(11) 国土交通大臣に認可申請をしたときの届出〔省令第13条の2第4項・第13条の3第2項〕

秋田県知事の許可を受けている承継人・相続人が事業承継又は相続の認可申請書を国土交通大臣に提出したときは、**届出書**（事業承継の場合…様式第22号の9、相続の場合…様式第22号の12）を、承継人・相続人の主たる営業所の所在地を管轄する秋田県各地域振興局の認可担当部署に提出してください。

(12) 認可申請等の取下げ

認可申請をして受付された後、認可又は拒否の通知があるまでの間に当該申請を取り下げるべき事由（事業承継に係る契約の解除、承継人の倒産等）が発生した場合には、認可申請の取下げ願いを提出してください。

また、認可の通知後、事業承継日までの間に当該認可を取り下げるべき事由が発生した場合に

は、認可の取下げ願いを提出してください。

なお、認可申請等の取下げをした場合における被承継人の受けている許可の有効期間は、従前のものとなります。また、事業承継日以降に認可の取下げをすることはできません。

(認可申請の取下げ願い)

(A 4 縦)	令和 年 月 日
(宛先) 秋田県知事	
	住 所 商号又は名称 代表者氏名
	譲渡及び譲受け 合 併 分 割 相 続 の認可申請の取下げ願い
令和 年 月 日	付 け 以 前 合 併 分 割 相 続 の認可申請をしましたが、次の理由により
	認可申請の取下げをします。
	取下げ理由

(認可の取下げ願い)

(A 4 縦)	令和 年 月 日
(宛先) 秋田県知事	
	住 所 商号又は名称 代表者氏名
	譲渡及び譲受け 合 併 分 割 相 続 の認可の取下げ願い
令和 年 月 日	付 け 以 前 合 併 分 割 相 続 の認可を受けましたが、次の理由により認
	可の取下げを願います。
	取下げ理由

(13) その他

この手引に記載のない事項については、建設業許可の例により取り扱いますので、『**建設業許可の手引**』を併せて御覧ください。

2 譲渡及び譲受けの認可〔法第17条の2第1項〕

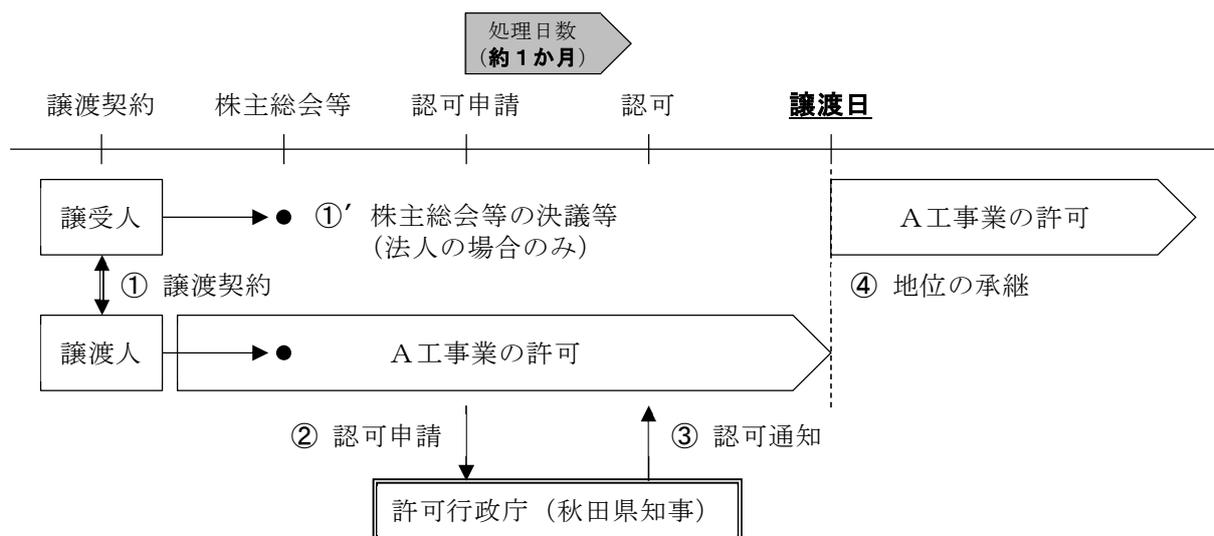
(1) 概説

建設業者である譲渡人が**建設業の全部**の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人が、**あらかじめ**当該譲渡及び譲受けについて、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人の法の規定による建設業者としての地位を承継します。

個人事業主が法人化する場合（いわゆる「**法人成り**」）や個人事業主である親が子等に事業を引き継ぐ場合（いわゆる「**代替わり**」）も、当事者間（法人成りの場合は、個人事業主本人と法人の間、代替わりの場合は、親と子等の間）で譲渡契約を締結した上で、譲渡及び譲受けの認可申請をすることにより、個人事業主の受けている建設業の許可を法人成り後の法人や子等に引き継がせることができます（相続の認可により生前に相続をすることはできません。）。

(2) 譲渡及び譲受けの認可の流れ

譲渡及び譲受けの認可に当たっては、譲渡契約の締結（当事者のいずれかが法人である場合は当該法人における株主総会等における決議等）以降に認可を申請し、かつ、譲渡日の前に認可を受ける必要があります。

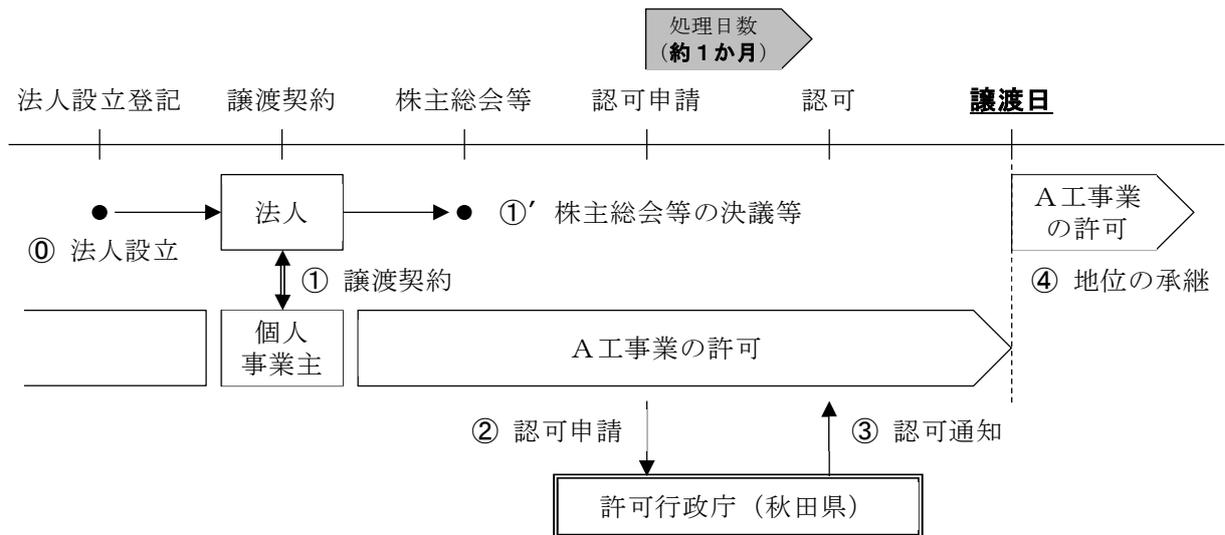


■ 法人成り

法人成りの場合には、法人を設立の上、当該法人と個人事業主本人の間で譲渡契約を締結することにより譲渡及び譲受けの認可申請の対象となります。

《法人化手続における注意点》

- 法人設立後も、譲渡日までの間は、個人事業主として営業をする必要があります。建設業に限らず、譲渡日前に法人が営業活動をした場合は、個人事業における常勤性を欠くこととなり、個人事業主の建設業の許可が取消しとなることがあります。
- 法人設立後も、譲渡日までの間は、個人事業主本人以外の常勤役員等、営業所技術者等も、当該個人事業における常勤性を満たしている必要があります。



(3) 譲渡契約書

譲渡及び譲受けの認可を受けるためには、**建設業の全部**を譲渡する必要があります。そのため、認可申請時の提出書類である**譲渡契約書**では、少なくとも次の事項について定める必要があると考えられます。

① 譲渡及び譲受けの効力発生日

譲渡契約の締結日に直ちに譲渡及び譲受けの効力を発生させるのではなく、契約締結日以降において譲渡及び譲受けの効力発生日を定めてください（審査に要する期間の都合上、認可申請時点において、当該効力発生日までの残余期間が45日に満たない場合は、申請を受付しないことがあります。）。

その上で、当初効力発生日として定めた日よりも前に認可を受けた場合に、当該認可の日を効力発生日とするときは、例外規定として定めてください（効力発生日までに認可を受けられない場合を想定して、当初効力発生日よりも後に認可を受けた場合に、当該認可の日を効力発生日とする規定を置くことは、認められません。）。

② 譲渡の目的となる財産等

譲渡人の建設業の全部が譲渡の対象となっているか確認する必要があるため、譲渡の目的となる建設業の営業に係る資産・負債について、その明細等を作成するなどして規定してください。

③ 従業員の取扱い

譲渡及び譲受けの前後で営業所技術者等を変更することはできないため、少なくとも譲渡人の営業所技術者等が、譲渡及び譲受け後も引き続き譲受人に雇用されることが必要です。

④ 取引対価

譲渡契約書には取引対価の定めが必要となります。取引対価を無償としても差し支えありませんが、その場合もその旨を規定してください。

なお、これらの事項は、譲渡及び譲受けの認可の審査の観点から必要と考えられる契約事項を例示しているものであり、これらの事項を譲渡契約書に規定することで、当該譲渡契約が法令上・取引慣行上妥当と認められることを保証するものではありません。譲渡契約書の作成に当たっては、法律や税務等の専門家に相談・依頼することをお勧めします。

(4) 提出書類〔省令第13条の2第1項・第7項第1号〕

- …必ず提出 △…譲受人が建設業者の場合は省略可能
□…譲受人が建設業者であって変更がない場合は省略可能
◇…譲受人が建設業者であって変更がない場合又は譲渡人の常勤役員等が譲渡後も常勤役員等となる場合は省略可能
・ 提出書類（特に指定のない限り譲受人に係るものを提出すること）

様式番号	書式の名称	法人成り以外		法人成り	備考
		が譲渡法人	が譲渡個人		
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	○	○	
別紙1	役員等の一覧表（注1）	○	○	○	
別紙2	営業所一覧表	○	○	○	
別紙3	営業所技術者等一覧表	○	○	○	
第2号	工事経歴書	△	△	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	△	△	○	
第4号	使用人数	○	○	○	
第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	□	□	○	
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	□	□	○	省令第7条第1号イに該当する場合
別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	○	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	□	○	省令第7条第1号ロに該当する場合
別紙1	常勤役員等の略歴書	□	□	○	
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	□	□	○	
—	組織図	□	□	○	
第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表（注2）	○	○	○	
第12号	譲受人（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注3）	□	□	○	
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注3）	□	□	○	
—	「身分証明書」（破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書）（注3）	□	□	○	
—	「登記されていないことの証明書」（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（注3）	□	□	○	
—	定款	□		○	
第14号	株主（出資者）調書	□		○	
第15号	貸借対照表	△		○	（注4）
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	△		○	
第17号	株主資本等変動計算書	△		○	
第17号の2	注記表	△		○	
第17号の3	附属明細表	△		○	
第18号	貸借対照表		△		
第19号	損益計算書		△		
—	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□	□	○	
第20号	営業の沿革	○	○	○	
第20号の2	所属建設業団体	□	□	○	
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	△	△	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	□	□	○	
第22号の6	誓約書（省令第7条第2号イ～ハに規定する届書を提出する旨の誓約書）	○	○	○	
—	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	○	○	○	
—	譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無制限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類	○	○	○	譲渡人又は譲受人が法人である場合、それぞれの書類が必要

・ 確認資料

常勤役員等	常勤性	□	□	○	常勤性については、譲渡後の譲受人における状況を確認
	経験	◇	◇	◇	
営業所技術者等	常勤性	○	○	○	
	経験				
営業所		○	○	○	

(注1) 譲渡人の常勤役員等が譲受人に移籍して引き続き常勤役員等となる場合は、一覧表に記載すること。

(注2) 譲渡人の令3条に規定する使用人が譲受人に移籍して引き続き令3条に規定する使用人となる場合は、一覧表に記載すること。

(注3) 譲渡人の役員又は令第3条に規定する使用人であって、譲受人に移籍して引き続き役員又は令第3条に規定する使用人となる者についても提出すること。

(注4) 申請時点直前1年の各事業年度の財務諸表を提出すること。ただし、譲渡及び譲受け直後の時点における財務諸表の内容が認可要件に関わる場合で、申請時に当該財務諸表を提出できないときは、譲渡後に当該財務諸表の提出を求めることがある。

(5) 審査の特例

認可申請時点において、譲渡及び譲受け直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合は、関係する項目に係る審査を一旦保留して認可するので、譲渡及び譲受けの日以降速やかに提出し、認可の基準を満たしているかどうかの確認を受けてください。

この場合、当該認可には、譲渡及び譲受けの日以降、速やかに財務諸表又は確認資料を添えて認可の基準を満たしていることを報告すべき旨、認可の基準を満たしていないことが明らかになった場合には認可を取り消す旨、及び速やかに報告がなされない場合には認可を取り消すことができる旨の条件が付されます。

(6) 譲渡及び譲受け後の手続〔省令第13条の2第9項〕

承継の認可を受けて建設業者としての地位を承継した譲受人は、譲渡及び譲受けの日から**2週間**以内に「**健康保険等の加入状況**（様式第7号の3）」及び健康保険等の加入を証する書面を認可申請した申請窓口に**正本・副本各1部**提出してください。

あわせて、(5)により認可の基準を満たしているかどうかの確認を譲渡及び譲受け後に行うこととした場合は、速やかに確認資料等を添えて申請窓口に報告してください。

3 合併・分割の認可〔法第17条の2第2項・第3項〕

(1) 概説

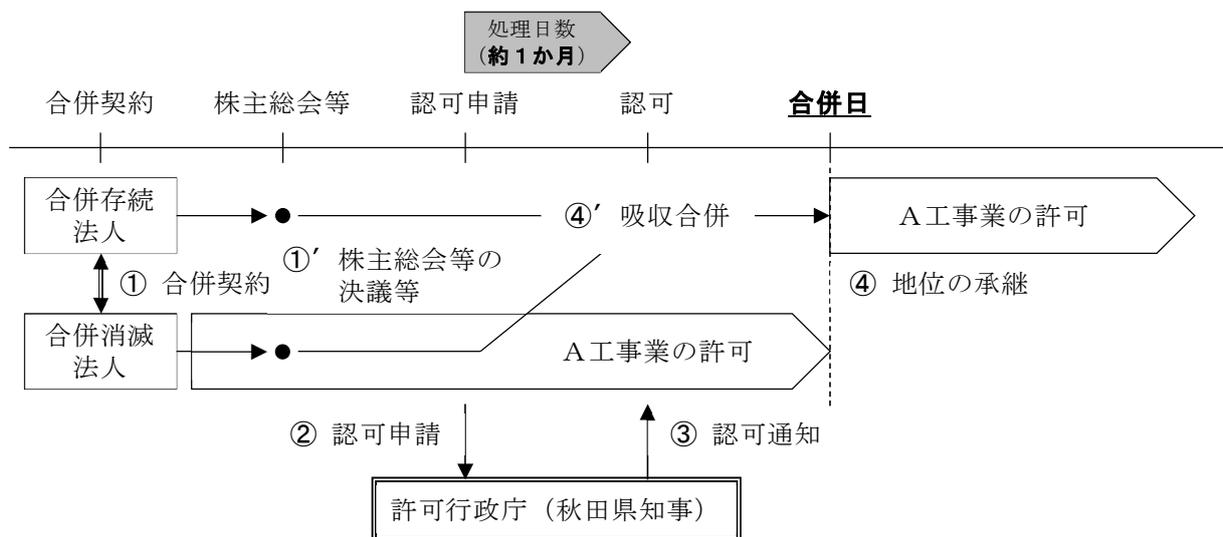
建設業者である法人が合併により消滅する場合において、合併当事者が、**あらかじめ**当該合併について、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けたときは、合併存続法人又は新設合併設立法人は、当該合併の日に、合併消滅法人の法の規定による建設業者としての地位を承継します。

また、建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合において、分割当事者が、**あらかじめ**当該分割について、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法人の法の規定による建設業者としての地位を承継します。

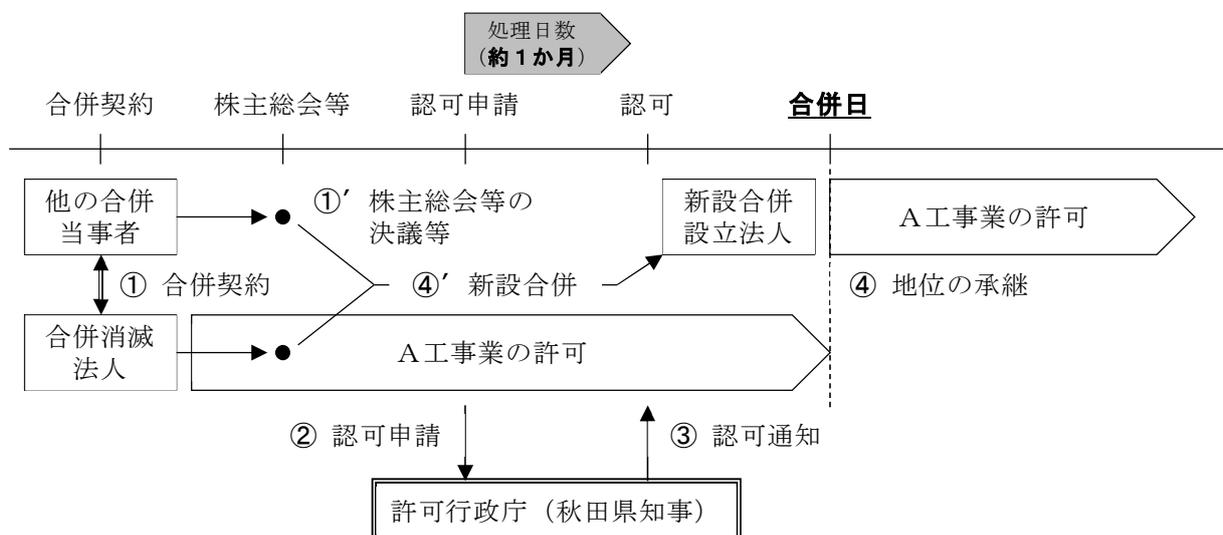
(2) 合併・分割の認可の流れ

合併又は分割の認可に当たっては、合併・分割に関する株主総会等の決議等以降に認可を申請し、かつ、合併・分割の前に認可を受ける必要があります。

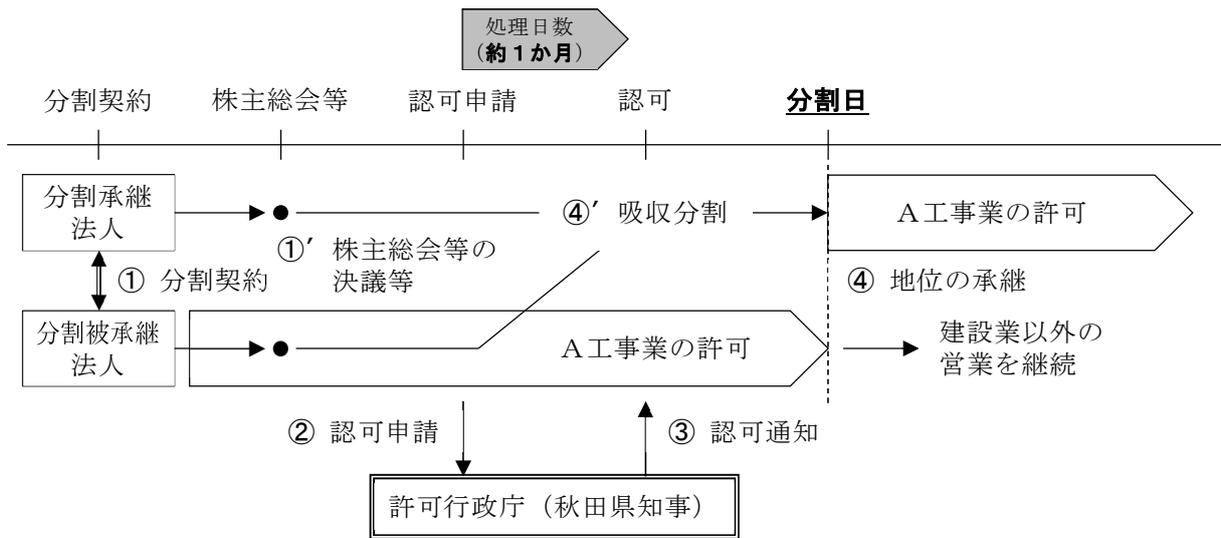
◎ 吸収合併の場合



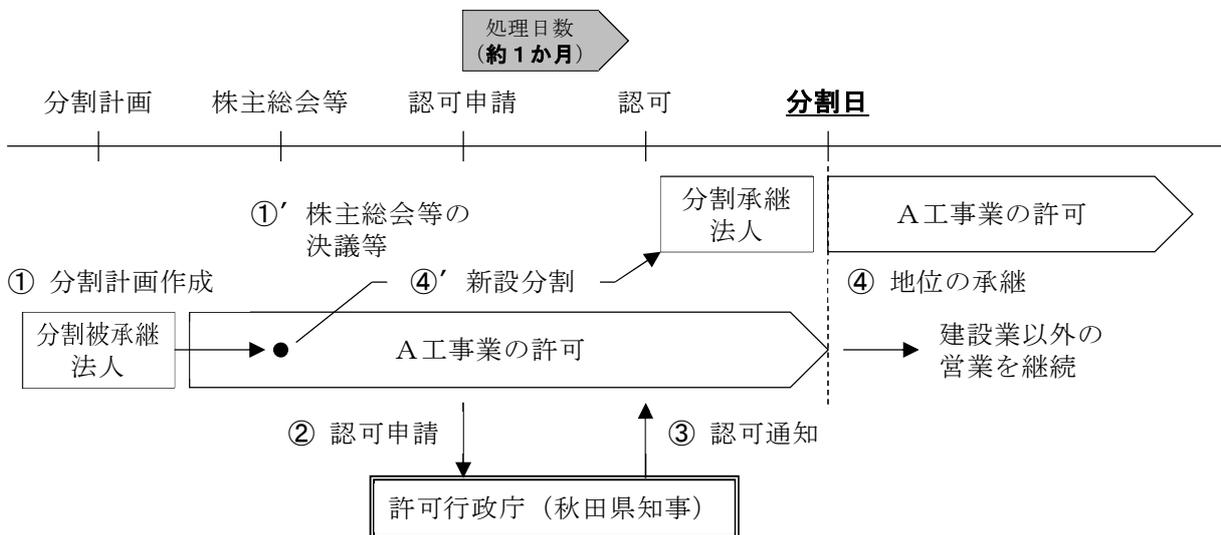
◎ 新設合併の場合



◎ 吸収分割の場合



◎ 新設分割の場合



(3) 提出書類〔省令第13条の2第2項・第3項・第7項第2号・第3号〕

- …必ず提出 △…合併存続法人・分割承継法人が建設業者の場合は省略可能
- …合併存続法人・分割承継法人が建設業者であって、変更がない場合は省略可能
- ◇…合併存続法人・分割承継法人が建設業者であって、変更がない場合又は合併消滅法人・分割被承継法人の常勤役員等が合併・分割後も常勤役員等となる場合は省略可能

・ 提出書類 (特に指定のない限り合併存続法人等・分割承継法人に係るものを提出すること)

様式番号	書式の名称	合併		分割		備考
		吸収合併	新設合併	吸収分割	新設分割	
第22号の7	合併認可申請書	○	○			
第22号の8	分割認可申請書			○	○	
別紙1	役員等の一覧表 (注1)	○	○	○	○	
別紙2	営業所一覧表	○	○	○	○	
別紙3	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	
—	合併の方法及び条件が記載された書類 (注2)	○	○			
—	分割の方法及び条件が記載された書類 (注3)			○	○	

第2号	工事経歴書	△		△		
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	△		△		
第4号	使用人数	○	○	○	○	
第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	□	○	□	○	
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	□	○	□	○	省令第7条第1号イに該当する 場合
別紙	常勤役員等の略歴書	□	○	□	○	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の 証明書	□	○	□	○	省令第7条第1号ロに該当する 場合
別紙1	常勤役員等の略歴書	□	○	□	○	
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	□	○	□	○	
－	組織図	□	○	□	○	
第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表（注4）	○	○	○	○	
第12号	合併存続法人等・分割承継法人（法人の役員等・本人・ 法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日 等に関する調書（注5）	□	○	□	○	
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関 する調書（注5）	□	○	□	○	
－	「身分証明書」（破産手続開始の決定を受けて復権を 得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書） （注5）	□	○	□	○	
－	「登記されていないことの証明書」（成年被後見人又 は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（注 5）	□	○	□	○	
－	定款	□	○	□	○	
第14号	株主（出資者）調書	□	○	□	○	
第15号	貸借対照表	△		△		}（注6）
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	△		△		
第17号	株主資本等変動計算書	△		△		
第17号の2	注記表	△		△		
第17号の3	附属明細表	△		△		
－	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□		□		
第20号	営業の沿革	○		○		
第20号の2	所属建設業団体	□		□		
－	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	△		△		
第20号の3	主要取引金融機関名	□	○	□	○	
第22号の6	誓約書（省令第7条第2号イ～ハに規定する届書を 提出する旨の誓約書）	○	○	○	○	
－	合併契約書の写し及び合併比率説明書	○	○			
－	合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、 無制限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に 関する意思の決定を証する書類	○	○			合併消滅法人・合併存続法人 等双方のものを提出
－	分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画 書）の写し及び分割比率説明書			○	○	
－	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、 無制限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に 関する意思の決定を証する書類			○	○	分割被承継法人・分割承継法 人双方のものを提出

・ 確認資料

常勤役員等	常勤性	□	○	□	○	常勤性については、合併・分 割後に合併存続法人等・分割 承継法人における状況を確認
	経験	◇	◇	◇	◇	
営業所技術 者等	常勤性	○	○	○	○	
	経験					
営業所		○	○	○	○	

（注1）合併消滅法人・分割被承継法人の常勤役員等が合併存続法人等・分割承継法人において引き続き常勤役員等となる場合は、一覧表に記載すること。

（注2）新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書である場合はその旨）を記載すること。

（注3）新設分割又は吸収分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書である場合はその旨）を記載すること。

（注4）合併消滅法人・分割被承継法人の令第3条に規定する使用人が合併存続法人等・分割承継法人において引き続き令第3条

に規定する使用人となる場合は、一覧表に記載すること。

(注5) 合併消滅法人・分割被承継法人の役員又は令第3条に規定する使用人であって、合併存続法人等・分割承継法人において引き続き役員又は令第3条に規定する使用人となる者についても提出すること。

(注6) 申請時点直前1年の各事業年度の財務諸表を提出すること。ただし、合併・分割直後の時点における財務諸表の内容が認可要件に関わる場合で、申請時に当該財務諸表を提出できないときは、合併・分割後に当該財務諸表の提出を求めることがある（新設合併・新設分割の場合を含む。）。

(4) 審査の特例

認可申請時点において、合併・分割直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合は、当該項目について審査を一旦保留して認可するので、合併・分割日以降速やかに提出し、認可の基準を満たしているかどうかの確認を受けてください。

この場合、当該認可には、合併・分割の日以降、速やかに財務諸表又は確認資料を添えて認可の基準を満たしていることを報告すべき旨、認可の基準を満たしていないことが明らかになった場合には認可を取り消す旨、及び速やかに報告がなされない場合には認可を取り消すことができる旨の条件が付されます。

(5) 合併・分割後の手続〔省令第13条の2第9項〕

承継の認可を受けて建設業者としての地位を承継した合併存続法人等・分割承継法人は、次の区分に従い、所定の書類を認可申請した申請窓口**に正本・副本各1部**提出してください。

区分	提出書類	提出期限
合併存続法人 分割承継法人 (新設分割により設立された法人を除く。)	・ 健康保険等の加入状況(様式第7号の3)及び健康保険等の加入を証する書面	合併・分割日から 2週間以内
新設合併設立法人 分割承継法人 (新設分割により設立された法人に限る。)	・ 健康保険等の加入状況(様式第7号の3)及び健康保険等の加入を証する書面 ・ 登記事項証明書 ・ 営業の沿革(様式第20号) ・ 所属建設業者団体(様式第20号の2)	合併・分割日から 2週間以内 合併・分割日から 30日以内

あわせて、(4)により認可の基準を満たしているかどうかの確認を合併・分割後に行うこととした場合は、速やかに確認資料等を添えて申請窓口**に報告**してください。

4 相続の認可〔法第17条の3第1項〕

(1) 概説

建設業者が死亡した場合において、当該建設業者である被相続人の相続人（相続人が2人以上である場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者）が、被相続人の営んでいた建設業の全部を相続人が引き続き営もうとするときは、その相続人は、**被相続人の死亡後30日以内**に許可行政庁に申請し、その認可を受けなければなりません。認可を受けた相続人は、被相続人の死亡日に遡って被相続人の法の規定による建設業者としての地位を承継します。

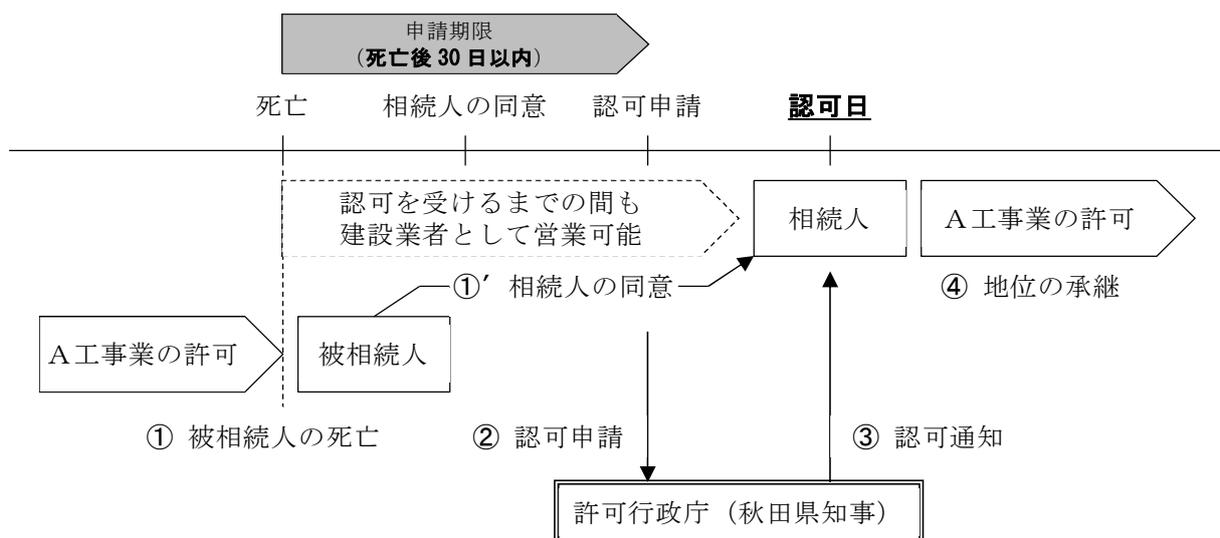
なお、被相続人に子（その代襲者を含む。）がいる場合は、被相続人の直系尊属や兄弟姉妹は、相続人とならないため（民法第889条）、相続の認可を申請することはできません。また、遺言により相続人でない者が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営む場合も、相続の認可を申請することはできません。

生前に子等に建設業の許可を承継させようとする場合は、相続の認可を申請するのではなく、親と子等の間で譲渡契約を締結の上、譲渡及び譲受けの認可を申請してください。

(2) 相続の認可の流れ

相続の認可に当たっては、相続人の死亡後30日以内に申請者以外の相続人の同意書を含む**全ての提出書類をそろえて**認可を申請する必要があります。

なお、相続人が認可申請をしたときは、被相続人の死亡日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなされます（認可を受けるまでの間も相続人は建設業者として引き続き営業することができます。）。



(3) 申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

相続人が2人以上である場合は、その**全員の同意**により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定した上で、当該相続人を申請者として認可申請をする必要があります。当該申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書（以下この項において単

に「同意書」という。)の作成に当たっては、次の事項に留意してください。

① 同意書の記載事項

同意書には、申請者以外の全ての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載し、申請者以外の全ての相続人が住所及び氏名を記載してください。このとき、同意書の真正な成立に疑義が生じないよう、可能な限り自署するか、記名の上押印してください。

② 相続人の意思能力

同意書の作成に当たって、意思能力を有しない者のした同意は無効となります。そのため、相続人の中に重度の認知症の者等の意思能力を有しない者がいる場合は、同意書を作成することができず、認可申請をすることができません(あらかじめ成年後見人等を選任している場合は、当該成年後見人等が本人に代わって同意することは可能です。)

② 遺産分割協議との関係

相続の認可申請までに遺産分割協議が成立している必要はありませんが、被相続人の営んでいた建設業の営業権を引き継ぐ相続人を定めるという性質上、同意書は遺産分割協議にも影響を及ぼすおそれがあります。そのため、同意書の作成に当たっては、法律の専門家(司法書士等)にあらかじめ相談することをお勧めします。

(4) 提出書類〔省令第13条の3第1項・第5項〕

○…必ず提出

△…相続人が建設業者の場合は省略可能

□…相続人が建設業者であって変更がない場合は省略可能

◇…被相続人の常勤役員等・営業所技術者等が相続後も常勤役員等・営業所技術者等となるときは省略可能

◆…被相続人が営業所技術者等であった場合は提出

・ 提出書類(申請者(被相続人の営んでいた建設業の全部を承継しようとする相続人)に係るものを提出すること)

様式番号	書式の名称	要否	備考
第22号の10	相続認可申請書	○	
別紙1	営業所一覧表	○	
別紙2	営業所技術者等一覧表	○	
—	申請者と被相続人との続柄を証する書類(戸籍謄本等)	○	
第2号	工事経歴書	△	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	△	
第4号	使用人数	○	
第6号	誓約書(欠格要件に該当しない旨の誓約書)	□	
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	□	省令第7条第1号イに該当する場合
別紙	常勤役員等の略歴書	□	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	省令第7条第1号ロに該当する場合
別紙1	常勤役員等の略歴書	□	
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	□	
—	組織図	□	
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	} いずれか一方を提出
—	健康保険等の加入状況を証する書面		
第22号の11	誓約書(省令第7条第2号イ～ハに規定する届書を提出する旨の誓約書)	○	
第8号	営業所技術者等証明書	◆	
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	◆	
第9号	実務経歴証明書(必要に応じて卒業証明書も添付)	◆	
第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表	○	

第12号	申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	□	
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	□	
—	「身分証明書」（破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書）	□	
—	「登記されていないことの証明書」（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）	□	
第18号	貸借対照表	△	
第19号	損益計算書	△	
—	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□	商業登記がなされている場合のみ
第20号	営業の沿革	○	
第20号の2	所属建設業団体	□	
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	△	
第20号の3	主要取引金融機関名	□	
—	被相続人の営んでいた建設業を申請者が継続して営業することに対する申請者以外の相続人の同意書	○	申請者以外に相続人がいる場合のみ

・ 確認資料

常勤役員等	常勤性	○	常勤性については、相続後の相続人における状況を確認
	経験	◇	
営業所技術者等	常勤性	○	
	経験	◇	
営業所		○	

(5) 審査の特例

認可申請時点において、相続直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合は、関係する項目に係る審査を一旦保留して認可するので、認可後速やかに提出し、認可の基準を満たしているかどうかの確認を受けてください。

この場合、当該認可には、認可を受けた日以降、速やかに財務諸表又は確認資料を添えて認可の基準を満たしていることを報告すべき旨、認可の基準を満たしていないことが明らかになった場合には認可を取り消す旨、及び速やかに報告がなされない場合には認可を取り消すことができる旨の条件が付されます。

(6) 相続の認可後の手続〔省令第13条の3第7項〕

承継の認可を受けて建設業者としての地位を承継した相続人（認可申請において誓約書（様式第22号の11）を提出した者に限る。）は、認可を受けた日から**2週間**以内に「**健康保険等の加入状況**（様式第7号の3）」及び健康保険等の加入を証する書面を認可申請した申請窓口に**正本・副本各1部**提出してください。

あわせて、(5)により認可の基準を満たしているかどうかの確認を相続の認可後に行うこととした場合は、速やかに確認資料等を添えて申請窓口に報告してください。

認可申請に係る個人情報の利用目的等

秋田県知事が、法第17条の2及び第17条の3の規定に基づき提出される承継の認可の申請書（規則第13条の2第1項から第4項まで及び第9項並びに第13条の3第1項、第2項及び第7項の規定による提出書類を含む。以下「認可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1 認可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う審査事務において相互に利用する場合を含む。）
 - 2 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
 - 3 法第13条の規定による閲覧所における認可申請書等の閲覧
 - 4 国、地方公共団体及び令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含む。）
 - 5 秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第9条第1項の規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
 - ② 法令又は条例の規定に基づくとき
 - ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - ④ 出版、報道等により公にされているとき
 - ⑤ 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは実施機関以外の地方独立行政法人に提供する場合で、事務の遂行上必要な限度において使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき
 - ⑥ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として⑤に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することに特別の理由があると認められるとき
 - ⑦ ①から⑥までに掲げる場合のほか、秋田県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると秋田県知事が認めるとき
- ※ 実施機関…知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、取用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人

建設業許可の手引 別冊

承継の認可の手引

発行者	秋田県建設部建設政策課建設業チーム
住 所	〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目一番一号
電 話	018-860-2425
